

新学校給食共同調理場建設基本計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 「新学校給食共同調理場建設基本計画」(以下「計画」という。)を策定し、新学校給食共同調理場建設についての基本的な事項を検討するため、新学校給食共同調理場建設基本計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 新学校給食共同調理場建設についての検討及び計画策定に関すること。
- (2) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(策定年次)

第3条 計画は、平成19年度中に策定するものとする。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、教育委員会事務局教育部長を充てる。
- 3 副委員長は、総合政策部長を充てる。
- 4 委員は、別表に定める者を充てる。

(職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、委員長の命を受けて委員会の事務に従事する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

(関係職員の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部学校給食課及び総合政策部企画政策課において処理する。

- 2 事務局長は、教育委員会事務局教育部学校給食課長を充てる。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

経営改革担当部長・行政管理部長・財務部長・企画政策課長・契約制度改革担当主幹・
行政経営課長・人事課長・施設課長・財政課長・契約課長・防災課長・福祉総務課長・
建築指導課長・住宅課長・公園緑地課長・教育委員会事務局教育部総務課長